

# 令和5年美郷町議会議事録

## 第3回 定例会（第1号）

招集年月日	令和5年 9月 4日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和5年 9月 4日 午前 9時30分				
		議長 原 克 美				
	散会	令和5年 9月 4日 午前 10時58分				
		議長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員  出席 12名  欠席 0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	5	中原保彦	○
	副議長 (7)	福島教次郎	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	簗根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	7番	福島教次郎	8番	藤原修治
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	安田茂樹	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 令和5年美郷町議会第3回定例会議事日程 (第1号)

令和5年9月4日(月) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	陳情の委員会付託
5	<p>報告事項</p> <p>報告第 2号 令和4年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率について</p> <p>報告第 3号 一般社団法人ファームサポート美郷の経営状況について</p> <p>報告第 4号 一般財団法人美郷町開発公社の経営状況について</p>
6	<p>議案の上程、説明</p> <p><b>【予算案】</b></p> <p>議案第57号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第4号)</p> <p>議案第58号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第59号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第60号 令和5年度美郷町下水道事業会計補正予算(第1号)</p>

【一般事件案】

議案第 6 1 号 令和 4 年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて

議案第 6 2 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計決算の認定を求めることについて

議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について

(開 会 午前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

ただ今から令和5年美郷町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番・福島議員、8番・藤原修治議員を指名をいたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日4日から14日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から14日までの11日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

町長。

●嘉戸町長

皆さん、おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、4点ご報告をいたします。

初めは、バリ島マス村への公式訪問についてです。8月17日から22日の日程で、バリ島マス村への公式訪問を行いました。公式訪問は、友好協定締結30周年記念事業の目玉の一つであり、議会からも原議長、福島副議長、西嶋議員、山本議員、藤原修治議員の5人にも参加いただき、中高生17人を含め、39人の訪問団を結成して訪問をいたしました。また、30周年記念事業に後援いただいている山陰中央新報社からも同行取材をいただき、訪問の様子をシリーズで大きく報道いただいています。18日のマス村で行われた友好協定30周年記念式典では、マス村をあげて大歓迎をいただき、訪問団一同がマス村の皆さんと交流を深めることが出来ました。ユダ村長からは、これまでの交流で、様々な思い出を共有してきた美郷町は、マス村にとってかけがえのない友人である。今後もこの交流の絆を末永く続けていきたいと、最大級の歓迎の言葉をいただきました。私からは、謝意を申し上げるとともに、まず、改めて、交流の歴史と発展の状況を紹介をさせていただきました。カヌーをきっかけに始まった交流が、行政レベルにとどまらず、草の根で続いてきた民間交流を土台に、技能実習生の受入れや、日本最大級のガムラン楽団、ミサト・サリの結成など、経済交流、文化交流へと発展をし、また、現在、整備を進めているカヌー競技場のデザインにバリの要素を取り入れている

ことを紹介をいたしました。中高生は、事前学習で練習を重ねたマス村の伝統舞踊「ルジャンマス」をマス村の舞踊団と共演し、式典に花を添えてくれました。式典後には、美郷町側は、町議会議員の皆さんと私、マス村側は、ユダ村長と村議会議員、5人の村議会議員、村の社会福祉協議会会長の皆様に意見交換を行わせていただきました。マス村は、ごみ問題、美郷町は人口減少や、観光振興といったお互いの課題の理解と、協力の可能性について、建設的な話し合いを行い、予定時間をオーバーするほど、大変有意義な意見交換の機会となりました。中高生は、翌19日には3班に分かれて、事前学習を通じ、自分たちで主体的に調べ、関心を持った場所を回り、自身の目と耳で、バリ島の自然や歴史、文化、世界的な観光地である島のにぎわいを体感をしていました。この貴重な経験が子どもたちの国際感覚を育むきっかけとなり、また、これからのバリのまちづくりに協力していただけることを期待しています。なお、私は、これらの訪問日程に加えて、「イ・ワヤン・コスター」バリ州知事、「アナ アグン マユン」ギャニアル 県副知事、「勝又 晴美」在デンパサール日本国総領事をそれぞれ表敬訪問いたしました。それぞれ30年続く交流への感謝と賛辞、今後の交流への協力など、交流発展に向けた大変有意義な面会をすることが出来ました。この訪問は、美郷町とバリ島マス村との長年の友好・交流をより強固なものとし、また、次の世代につなげていくために、大変価値のある訪問となったと思います。また、私自身、ユダ村長と4年ぶりに直接お会いすることができ、トップ同士の信頼関係が一層深まり、今後に向けたさらなる連携強化の貴重な形、機会になりました。10月14日、15日には、ユダ村長を初めとしたマス村からの訪問団が来町され、美郷町で記念式典、「バリとみさと。まつり」を予定しています。町をあげて訪問団を歓迎し、この唯一無二の交流のさらなる発展につなげ、バリのまちづくりを強くPRするイベントにしたいと思っています。議員の皆様におかれましては、ぜひ積極的なご協力をよろしくお願いいたします。

次に、麻布大学フィールドワークセンター関連の滞在人口の増加、高校等の連携について、ご報告いたします。新型コロナが5類移行した5月以降、麻布大学の教員、学生の皆さんの来町が顕著に活発化をしてくれています。特に7月から9月にかけては、美郷町に学生、先生方が入れ替わり来町され、また、長期滞在もされています。生命環境科学部、環境学科の3人の学生は、7月から9月末まで、長期滞在をして、卒業論文作成のため、町内6箇所の神社仏閣のアライグマ等の生息や都賀行地区で行われている電気柵を使ったサル対策を調査研究をされています。8月中旬には、獣医学部獣医学科の先生と、5人の学生、大学院生、計6人が都賀西の民泊施設で4日間滞在し、江の川支流のオオサンショウウオの調査研究をされています。なお、フィールドワークセンターに滞在して受講する科目についてですが、昨年度までは、進級・卒業要件には含まれない自由科目のみでしたが、今年度から、進級・卒業要件を満たすために選んで履修しなければならない選択科目、すなわち単位が付与される正式科目が2つ新設されています。大学におけるフィールドワークセンターの位置づけが一層高まってきました。ご紹介しますと、一つは、獣医学部動物応用科学科の動物資源経済学演習で、事前に美郷バレーの取組みを学生が学習された上で、8月21日から24日にかけて、先生と学生、計6人が町され、獣害対策の現場や吾郷地域住民の取組みの見学など、調査実習が行われています。もう一つは、生命環境科学部環境学科の生物多様性フィールドワーク演習で、先生と学生16人、大学院生2人計19人が、9月に3日間、町内に滞在をされ、比之宮

地域で植物調査を予定をされています。また、9月にも生命環境科学部食品生命科学課から、先生、学生が来町をされる予定です。昨年と今年の4月から8月までの期間の麻布大学関連の延べ宿泊数を比較しますと、昨年の60泊に対し、今年は128泊と、2倍以上に増えています。また、この宿泊を含む美郷バレー関連の宿泊数は159泊にのぼり、町の滞在人口、活動人口の拡大に大きく寄与しています。また、9月11日には、島根県公立高等学校校長会が、視察研修で麻布大学フィールドワークセンターに訪問をされます。県内14の普通・農林・商業・工業等の校長先生が参加される予定で、昨年につき2回目ですが、昨年と今年の2年間で、県内の公立高校の校長先生全員が麻布大学フィールドワークセンターに訪問されることとなります。この視察には、麻布大学から小倉弘明理事長、栗林尚志生命環境科学部教授が出席をされ、川上泰学長、植竹学獣医学部長も、リモートで出席をされる予定です。また、島根県からは、農林水産部畜産課の加地課長及び課長補佐、鳥獣対策室長の3人にも出席いただき、人材確保や鳥獣対策に関する島根県と麻布大学、美郷町の連携などについて説明をされる予定となっています。美郷町の最優先テーマである人口減少対策のため、滞在人口、活動人口の拡大の取組みに力を入れておりますが、中でも、麻布大学フィールドワークセンター関連の取組みは、その柱と考えています。島根県も含めた連携強化をより一層図り、注力して取り組んでいきたいと思っております。

次に、私の島根県過疎地域対策協議会会長就任についてです。県内全市町村長にご承認をいただき、8月8日付けで、島根県過疎地域対策協議会会長に就任をさせていただきました。島根県は全国で唯一、全19市町村が、過疎関係市町村に指定されている過疎先進地です。島根県過疎地域対策協議会は、これまでの様々な過疎対策で、全国でも主導的重要な役割を果たしてきています。職責の重さに改めて身を引締めています。県内はもちろん、全国に885ある過疎関係市町村では、人口減少が進み、それに伴って様々な課題が顕在化し、年々深刻化しています。こうした課題解決や地域の将来のためには、全国的な対策、制度づくりが極めて重要です。県、全国過疎地域自立促進連盟を初め、関係機関と緊密に連携しながら、美郷町、そして、島根県の地域活性化のために全力で取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、工事発注状況につきましては、5月下旬から8月中旬までの状況をタブレットに配信をしています。以上で報告を終わります。

#### ●原議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、陳情の委員会付託を行います。

本定例会までに受理しております陳情は、お手元にお配りしております陳情文書表のとおりであります。

会議規則第95条の規定により、陳情文書表のとおり、所管の委員会へ付託いたしますので、審査をお願いいたします。

日程第5、報告事項を議題といたします。

報告第2号から報告第4号までの報告事項3件について、順次説明を求めます。

#### ●原議長

会計課長。

## ●森原会計課長

失礼します。それでは、報告第2号、令和4年度決算に基づく、美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告をさせていただきます。表記1の令和4年度美郷町健全化判断比率です。初めに、実質赤字比率につきましては、実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものです。一般会計と特別会計のうち、下水道事業、国民健康保険、国民健康保険診療所、後期高齢者医療を除いた住宅新築資金等貸付事業、そして君谷診療所特別会計の普通会計が対象となります。こちらにつきましては、黒字決算でございましたので、数値の記載はありません。次に、連結実質赤字比率についてですが、一般会計の他、6つの特別会計、全ての会計の赤字額及び資金不足額を標準財政規模で除して得た率で、美郷町は、こちらについても全ての会計において赤字決算ではございませんでしたので、これも数値の記載をしておりません。次に、実質公債比率です。これは、地方債の元利償還金等が、標準財政規模に示す割合を示すものです。令和2年度、3年度、4年度の3カ年平均で、昨年比に比べ0.1%増え12.4%となっております。令和3年度の単年度比率が11.8%に比べ、令和4年度単年度比率が13.0%に上昇しており、今後もその傾向は続く見込みです。次に、将来負担比率です。これは、一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示したもので、69.6%と一時的ではありますが、大きく改善をしています。要因としましては、地方債現在高が減少し、基金をほとんど取り崩すことなく、逆に積立を行うことが出来たものによるものと分析をしております。続いて、表記2の令和4年度美郷町資金不足比率についてですが、簡易水道事業会計、下水道事業特別会計ともに資金不足はございませんでしたので、数値の記載をしておりません。以上、いずれの比率におきましても、早期健全化基準を下回った結果となりました。令和4年度で簡易水道事業、そして、令和5年度より下水道事業も公営企業会計に移行となっております。今後も引き続き、各会計事業ともに効率的な行財政運営に努め、健全性を保つべく取り組んでいきたいと考えております。以上で報告第2号、令和4年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

## ●原議長

産業振興課長。

## ●行田産業振興課長

失礼いたします。報告第3号、一般社団法人ファームサポート美郷の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、ご報告いたします。ご報告させていただきます令和4年度の事業実績並びに決算、令和5年度事業計画については、本年5月30日の定時社員総会にて承認されたものでございます。まず、令和4年度の事業実績でございますが、資料の2ページをお開きください。令和4年度の事業実績は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間になります。最初に、事業活動の概要について、ご説明いたします。非営利事業となります農業経営の部門でございます。農地利用権設定について、令和4年度は、農地中間管理機構を通じて新たに3.7ヘクタールの利用権設定を行い、利用権設定の手続きしていない、完了していない農地1.3ヘクタールを含めて、全体で23.3ヘクタールの農地利用を図っております。内訳といたしましては、志君地区が5.1ヘクタール、内田地区が2.4ヘクタール、京覧原地区が5.8



ヘクタール、久喜原地区が0.4ヘクタール、沢谷地区の鉦谷・西の原地区で1.8ヘクタール、同じく、沢谷地区の槇谷・井元地区で4.1ヘクタール、上川戸地区で2.44ヘクタール、亀村地区で0.4ヘクタール、久保地区で0.7ヘクタール、野井地区で0.2ヘクタールとなっております。農地の利用状況の概要についてご説明いたします。まず、白ネギは、志君地区で153アールの作付を行っており、JA出荷による売上げが353万6000円となり、反収約23万1000円となっております。反収では、前年度比で約3万7000円の増収となりましたが、人員不足による除草の遅れや、収穫作業の遅れなどで、積雪の影響を受け、B級品の出荷が出てしまったことが、売上げ額に影響を及ぼしました。引き続き、令和5年度も前年度の反省を活かし適切な栽培管理を徹底することとしております。次に、ソバは、約7.8ヘクタールの栽培計画としておりましたが、獣害や湿害で収穫出来た面積は約6ヘクタールで、2207キロの収量となりました。令和4年度も、全圃場で三瓶在来種のソバ栽培を行いました。先ほども述べましたように、一部圃場で防護柵の設置が間に合わず、獣害の被害もあったため減収となり、売上げ額としては66万2000円となりました。続いて3ページをお開きください。キャベツにつきましては、志君地区で9アールの作付を行い、JA出荷額7万9000円となっておりますが、キャベツについては、JA出荷よりも、地産地消も目的として、産直市の出荷や給食センターへの納品を行っております。次に、シャクヤクについては、内田地区に60アール、沢谷地区に45アールを栽培し、引き続き管理を行っております。次に、タマネギについては、令和3年度から栽培を始めた作物でありまして、上川戸地区に56アールの植栽を行い、令和4年度に初の収穫を行いました。結果、1万4890キロの収穫で235万5000円の売上げとなっております。栽培した圃場は、江の川の増水により浸水する区域であり、出水期を外して栽培ができる作物としても、今後の栽培面積に拡大ができるところであります。次に、アスパラについては、井元地区で6アールを植栽し、肥培管理を引き続き行っております。続いて4ページをお開きください。営利事業でございますが、JA島根おおち地区本部からの受託事業となる育苗事業は、邑智地区で、水稲苗1万569枚の供給を行い、211万3000円の収入となりました。水稲受託作業については、荒起しが105アール、荒代が186アール植代が190アール、田植が387アール稲刈りが813アール、刈り取り後の荒起しで144アールなどの作業で、延べ18.25ヘクタールを受託し、224万4000円の収入となり、令和3年度とほぼ同様の結果となりました。また、土壌改良剤、ミネラルGの散布作業も受託で行っておりまして、134袋の散布を行い、36万5000円の収入となっております。農家からの受託作業では、畝たてや、堆肥散布、ハンマーナイフによる草刈り作業や、シャクヤクの掘り取り等の受託作業を受け、44万6000円の収入となっております。JA以外への農産物の販売については、キャベツ、白ネギなど、みさと市、やなしお産直市、エコープ及び一般消費者に販売し、97万円の収入となりました。令和4年度中の機械の整備については、県の水産園芸推進事業補助金を活用し、白ネギやタマネギの除草代、農薬散布機械でありますブースプレーヤーを導入し、作業の効率化を図っております。次に、令和4年度の決算関係についてご説明いたします。7ページの貸借対照表をごらんください。資産の部でございますが、現金預金などの流動資産が2056万7876円、建物付属設備の固定資産が698万4398円、繰延べ資産が1円、投資等1万70円で、資産合計は2756万2445円でございます。次に、負債の部でございますが、未払金や退職手当引当金などの流動負

債が473万1088円でございます。正味財産は、当期の正味財産が331万281円の減となり、前期正味財産を合わせた正味財産の合計は2283万1357円となっております。次に、収支計画書についてご説明いたします。9ページをごらんください。収支計画につきましては、11ページ12ページの非営利事業と、13ページ14ページの営利事業それぞれに収支計算書を作成し、それを合算させたものが、9ページの総事業費になりますので、9ページの総事業費のページでご説明をさせていただきます。まず、収入の部でございますが、売上げや受託収入で1297万4226円。雑収入として、助成金が1379万104円で、主な内訳としましては、白ネギ、ソバ、シャクヤク、キャベツの国からの産地交付金446万8000円。中山間地域直接支払等交付金で254万2000円。農地流動化補助金で279万6000円。技能実習生助成金140万円。機械購入費助成金で130万3000円などとなっております、売上げと雑収入を合わせた収入合計は、2680万飛んで6473円となります。次に支出でございますが、種苗費や、肥料費などの製造原価1418万2443円。続いて10ページ続きまして、社員の給料などの一般管理費1585万3311円。法人税等8万1000円で、支払い合計は3000飛んで11万6754円となり、収入から支出を差し引いた当期の収支差額はマイナス331万281円となり、前期と合わせた次期繰越収支額は、マイナス8868万643円でございます。次に、令和5年度の事業計画でございます。16ページをごらんください。まず非営利事業でございますが、新たな利用権設定を1.2ヘクタールを予定しております、年度末の累計設定面積は約24.6ヘクタールの引き受け面積となる見込みでございます。総会時点での作付の計画になりますが、白ネギ1.5ヘクタール、ソバ11.4ヘクタール、これは全て三瓶在来種のソバの計画をしております。17ページに続きまして、シャクヤクの栽培管理が1.1ヘクタール、アスパラの肥培管理が6アール、タマネギについては、昨年植栽した100アールの収穫を行い、今年と同じ上川戸地区で、1.1ヘクタールの植栽を計画しております。次に営利事業でございますが、JA島根おおち地区本部からの邑智育苗センターの作業受託を220万円。また、水稲受託作業、ミネラルG散布受託などで250万円、農家からの畝たて、堆肥散布、耕起、シャクヤク掘り取り作業などを受託して行う支援として、今後も考えております。また、今年度から受託方式で野菜苗の育苗栽培を試験的に始めております、邑智育苗センターを活用し、今年度は、白菜の苗、約3万ポットの生産をする予定としております。収益性の高い野菜苗の作業の受託作業を受け、今後も経営改善を図ってまいりたいと思っております。次に、予算案でございますが、20ページの収支計画表をごらんください。ちょっと大変表が小さくて申し訳ございませんけれども、収入につきましては、売上げとして、非営利事業の部で、白ネギなどの農作物の売上げで、1345万6000円。営利事業の部で、販売収入110万飛んで1074円。作業受託収入495万円の合計1950万飛んで7074円を計画しております。また、営業外収益として、補助金、産地交付金などの助成金収入で1383万2247円の収入を計画しております。支出につきましては、材料費、労務費、製造経費などの製造原価が1660万飛んで268円。給料手当など、販売費、一般管理費で、1736万5588円の支出を計画しております。収入から支出を差引き、当期の税引き後、損益はマイナス662万6535円を見込んでおりまして、前期繰越を合わせた当期の損益はマイナス957万6182円を見込んでおります。今年度で7期目を迎えます、年々増加する耕作放棄地の抑制に向け、ファームサポート美郷に対する期待と役割はますます大きくなっていることを考えております。今後も利用権設定面積と、

昨年度から約4ヘクタールも増加しておりまして、収益化が難しい中での経営面積の拡大と、農業経営との両立は難しいところではありますが、効率化、省力化のために、農業機械の導入、出荷作物の品質向上、より収益性のある受託作業や作物の栽培を取り入れるとともに、技能実習生を含め、労働力の確保を図りながら、事業に取り組んでいきたいと考えております。以上で報告第3号の説明を終わります。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

上程いただきました報告第4号、一般社団法人美郷町開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、ご報告いたします。令和4年度の事業実績及び決算につきましては、令和5年6月19日に監査を受け、その後、6月26日の理事会とその後の評議員会で承認をされたものでございます。ご存じのように、美郷町開発公社は、令和3年3月末をもちまして、ゴールデンユートピアおおち及びカヌーの里おおちの指定管理による管理運営業務を終了しております。したがって、現在は、開発公社の唯一の事業であります分譲宅地の管理を実施しております。分譲宅地につきましては、亀村にあります2筆の土地を管理しております。年間2回程度の除草作業を実施し、適正な管理に努めております。資料として決算報告書も添付しておりますが、令和4年度につきましては、営業収入はなく、支出も固定的なものがほとんどであるため、説明は割愛させていただきます。令和5年3月31日時点で、流動資産のうち、現金、普通預金は121万5313円。定期預金として100万円となっております。今年度につきましても、引き続き、分譲宅地の管理を実施していくことを、理事会、評議員会でご承認いただきましたので、適正な管理に努めてまいります。以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

以上で報告事項の説明は終わりました。

日程第6、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、予算案4件、一般事件案3件の計7件であります。議案第57号から議案第63号までの7議案を一括上程いたします。

初めに、議案第57号から議案第60号までの予算は4件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

それでは、上程をいただきました議案第57号、令和5年度美郷町一般会計補正予算第4号についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5009万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6125万3000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。本補正につきましては、主に、歳入においては、令和4年度の決算に伴う繰越金や、7月の算定により交付額が確定し

た地方交付税額の増額。、邑智郡総合事務組合からの負担金の返還などにより、財政調整基金の繰入れ額を減じ、歳出におきましては、6月、7月の豪雨による農地農業施設災害復旧事業、ビジネスプランコンテストの補助金、制度改正等に伴う邑智郡総合事務組合への負担金、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金など、令和4年度事業の精算による国、県への返還金を計上したものでございます。詳細につきましては、8ページ以降の事項別明細書にて説明をさせていただきますが、初めに、第2表、地方債補正から説明をさせていただきます。5ページをお開きください。変更箇所のみ申し上げます。起債の目的、下から4行目、農林水産施設災害復旧債、これは先ほど申しました6月、7月の豪雨により発生した農地農業施設災害に係るものですが、限度額を270万円から830万円。次に、下から2行目の臨時財政対策債についても、発行可能額の決定により、限度額を1340万円とし、最終行のため池安全確保事業債は、工事費が発生することにより、新たに緊急自然災害防止対策事業債で対応し、限度額を350万円とするものです。これにより、合計の限度額を19億1840万円から1050万円増額し、19億2890万円とします。それでは、事項別明細書により、主な補正額について説明をさせていただきます。歳入について、8ページをお開きください。款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金ですが、交付額の確定による63万2000円の増額です。続いて、款10地方交付税、項1地方交付税、目1同地方交付税、こちらも、普通交付税の交付決定額が、31億5231万3000円となり、当初予算からの差額であります3231万3000円を増額補正いたします。その下、款12分担金及び負担金、項1分担金、目4災害復旧費分担金、現年発生農地農業施設災害復旧事業分担金。これは102万円の皆増となっております。続いて、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金。説明欄の1番下でございますけれども、障害者自立支援給付負担金過年度分、補正額289万4000円。こちらは、令和4年度の不足額の精算交付となります。9ページをお開きください。目2衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、国庫負担金、補正額136万7000円。これは、ワクチン接種費用に係る必要見込額の計上です。次に、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、補正額140万3000円。こちらは、ワクチン接種に係る事務費等の必要見込額の補正計上となっております。続いて、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、説明欄の1番下、障害者自立支援給付費負担金過年度分、補正額144万7000円、こちらも同様に令和4年度不足額の精算交付となっております。10ページをお願いします。項2県補助金、目1総務費県補助金、島根市町村総合交付金、補正額186万7000円。市町村定住支援体制推進交付金、補正額200万円、いずれも交付額の決定による補正増です。その下、民生費、失礼しました。その下、目2民生費県補助金、福祉医療費補助金過年度分、補正額113万1000円。令和4年度不足額の精算交付でございます。目6災害復旧費県補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金、補正額707万円。農地に係るものが200万円、農業施設に係るものが507万円です。続いて、款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金、補正額99万9000円。これは、町内事業者からの100万円の寄附をいただいたことによるものです。次に、款18繰入金、項2繰入金、目1財政調整基金繰入金、補正額マイナス1億9820万円。こちらは、令和5年度の地方交付税の確定、令和4年度の決算剰余金により、財源不足額の解消分について繰入を取りやめ、取りやめるものです。目18森林環境譲与税基金繰入金、補正額

100万円。こちらは、林業推進協議会での協議を受け、この譲与税を活用して、追加で行う除草や、過激離島道路維持管理費用に充てるため繰入を行うものです。11ページをお願いします。款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、前年度純繰越金、補正額1億7402万6000円。こちらは、令和4年度の一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算剰余額から、繰越明許費繰越額を控除した実質収支額およそ1億8302万7000円に対して、当初予算措置額の900万1000円との差額を増額補正するものです。次に、款20諸収入、項7雑入、目5雑入、節2総務費雑入、邑智郡総合事務組合負担金返還金、補正額454万6000円。節3民生費雑入、2行目の介護保険事業過年度精算金、補正額312万円。いずれも、令和4年度に邑智郡総合事務組合へ支出をいたしました負担金の精算による返還金です。12ページをお願いします。こちらは、第2表地方債補正で触れましたので、簡単に説明をさせていただきますが、款21町債、項1町債、目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債、補正額560万円。うち、補助災害復旧債を490万円、単独災害復旧債を70万円としております。それでは、次に、主な歳出、歳出について説明をいたします。13ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策費返還金、補正額781万1000円。これは、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実績見込みによる返還予定額の計上です。次に、目6企画費、補正額マイナス56万7000円。こちらは、企画推進課の職員の育休代替、会計年度任用職員の人件費の減と、バリ島松村友好協定30周年記念事業費について、予算を組替えたことによる補正となっております。14ページをお願いします。下段の目12電子計算費、電算共同処理費、補正額335万5000円。こちらは、邑智郡総合事務組合情報システム課への負担金の増額で、デジタル手続法による住民基本台帳法及び戸籍法の一部を改正する法律や、高齢者の医療の確保に関する法律等の制度改正に伴い、システムの改修や、サーバーのメモリー増設を行うための負担金の増となっております。同じく、目12電子計算費、デジタル推進費、補正額57万8000円。こちらは、デジタル田園都市国家構想推進事業内容の、精査による予算組替えと、事業推進に係る事務費の増額補正です。15ページをお願いします。中ほどの、項2徴税费、目2賦課徴収費、補正額マイナス141万4000円。こちらは、会計年度任用職員の事務分掌の変更に伴う人件費の組替えで、精査後の必要額を、16ページの款3民生費、目1社会福祉総務費で、増額要求をさせていただいております。また、償還金の補正額81万5000円は、法人税中間納付額に係る歳出還付額の増によるものです。16ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、中ほどの介護保険費、補正額マイナス110万9000円。こちらにも邑智郡総合事務組合介護保険課への負担金の減額によるものです。最下段の目4老人福祉費、他会計繰出金、補正額1942万7000円。こちらは、後期高齢者医療特別会計において、令和4年度の療養給付費負担金の精算交付があり、一般会計からの繰入金を減額するものです。17ページをお願いします。中段の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、補正額176万9000円のうち、返還金153万1000円についてですが、これは、令和4年度に交付をされました未熟児養育医療負担金、それから、子供子育て支援交付金の精算による国及び県への返還金となっております。それから最下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、簡易給水施設費、補正額132万円。こちらは、市原地区簡易給水施設の送水ポンプ取替えによる修繕費の補正となっております。18

ページをお願いします。目2 予防費、補正額 603 万 4000 円。これは、新型コロナワクチン接種にかかる経費 276 万 6000 円と、令和 4 年度のコロナワクチン接種対策及び体制確保事業に係る負担金及び補助金の精算による国庫返還金 326 万 4000 円の計上となっております。続いて下段の項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費、補正額 345 万 6000 円。これは、共同で、業務を行っております不燃ごみ処理施設の水銀灯故障による LED 照明の更新、可燃ごみ共同処理施設におけるごみクレーンやガス冷却室のメンテナンス費用の増によるものです。19 ページをお願いします。款 6 農林水産事業費、項 1 農業費、目 2、農業総務費、農業施設管理費、補正額 379 万 7000 円のうち、工事請負費、350 万円は、亀中ため池の流末水路改修工事にかかるものです。続いて、項 2 林業費、目 2 林業振興費、林道事業費、補正額 350 万円。このうち 250 万円は、林道信喜線の信喜橋からカヌー競技場までの間に待避場を設置し、離合の改善を図るための補正となっております。20 ページをお願いします。款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工業振興費、補正額 1200 万円。こちらは、ビジネスプランコンテストの一次審査結果を受け、今月下旬に行われます最終審査に向け想定される予算上限額を確保しておくための補正です。下段の款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 3 道路新設改良費、補正額 180 万円。これは、吾郷残土場の残土搬入予定地として用地交渉をしておりました。所有者との協議が整ったことにより取得をするための費用です。21 ページをお願いします。中段の款 9 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費、補正額 268 万 6000 円。これは、6 月下旬の行方不明者捜索活動にかかる費用、吾郷地区の消防水利道における堆積土砂撤去、築瀬地区の老朽化した防火水槽の撤去にかかる費用の補正計上です。最下段、款 10 教育費、項 6 社会教育費、目 1 社会教育総務費、補正額 184 万円。これは、令和 4 年度の子ども子育て支援交付金の実績報告に伴います国県への返還金です。続いて、22 ページをお願いします。最下段、款 11 災害復旧費、項 1 農林水産業施設災害復旧費、目 1 農業災害復旧費、補正額 400 万円。農地の補助災害復旧事業、4 箇所を見込んでおります。23 ページをお願いします。目 2 農業施設災害復旧費、補正額 900 万円。農業用施設の災害復旧事業を補助を 2 箇所、単独 3 箇所の計 5 箇所を見込んでおります。最後に、款 14 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、補正額 189 万 6000 円。これは、財政調整基金の繰入れ補正に伴う調整による増額でございます。以上で議案第 57 号、令和 5 年度美郷町一般会計補正予算第 4 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ●原議長

番外、住民課長。

#### ●志村住民課長

上程いただきました、議案第 58 号、令和 5 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 21 万 1000 円を減額し、予算総額を 6 億 2963 万円とするものでございます。主な内容としましては、歳入の方では、国税の本算定により、今年度の保険税見込額が確定したことによる保険税収入の減額。歳出の方では、令和 4 年度の保険給付費等の補助金の確定に伴う国・県への返還金、また、令和 4 年度の繰越金の確定に伴う国保基金積立金を計上するものでございます。それでは、6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税 513 万 2000 円の減額でございます。内訳としましては、節 1 医療給付費分 408 万 8000

円の減額。節2 後期高齢者支援金分 139万4000円の減額、節3 介護納付金分 35万円の増額でございます。続いて、款13 繰入金、項2 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金 3万8000円の増額でございます。こちらの内訳としましては、職員給与等繰入金として、国保保険税のコンビニ収納に係るサービス手数料分 8000円と、保険基盤安定制度における未就学児の均等割保険税の軽減分 3万円の増額でございます。続いて、款14 繰越金、項1 繰越金、目2 その他繰越金でございます。こちらは、前年度の決算において繰越金が 488万4000円となりましたので、当初予算 1000円に 488万3000円を増額するものでございます。続きまして7ページをお願いします。歳出でございます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費 8000円の増額でございます。こちらは、国保税のコンビニ収納に係るサービス手数料でございますが、これまでコンビニ収納に係るサービス手数料については、一般会計からまとめて支出していましたが、特別会計に係る経費であることから、その会計支出すべきものとし、予算計上するものでございます。国保会計の事務的経費については、一般会計から繰入することとしておりますので、先ほど歳入の説明でも申し上げましたように、一般会計繰入金についても増額をしております。続いて、款2 保険給付費、項4 葬祭諸費、目1 葬祭費 15万円の増額でございます。こちらは、前期の実績を考慮し、5件分の予算を増額するものでございます。続いて、款9 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国保基金積立金 244万2000円の増額でございます。歳入のところでご説明申し上げました、前年度の決算に伴う繰越金 488万4000円のうち、地方財政法の余剰金の取扱いに準じて、おおむね2分の1相当額を国保基金に積み立てるための増額でございます。続いて8ページ、款11 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金 292万8000円の増額でございます。こちらは、令和4年度の事業実績による国・県への返還金でございます。内訳としましては、保険給付費等交付金 247万円。特定健診等県負担金 21万2000円。社会保障税番号システム整備費等補助金 24万6000円でございます。続いて、款12、保険事業納付金並びに款13 予備費については、歳入予算の減額に伴う歳出の調整及び財源更正を行うための補正でございます。以上で議案第58号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第59号、令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 39万8000円を追加し、予算総額を 1億8539万9000円とするものでございます。補正の主な内容としましては、歳入の方では、後期高齢者医療保険料の本算定により、5年度の保険料見込額が確定したことによる保険税収入の増額、並びに令和4年度の事業実績の確定に伴う療養給付費負担金の返還金を計上し、歳出の方では、保険料の収入の増額に伴い広域連合へ支払う保険料を増額するものでございます。それでは、6ページをお願いします。歳入でございます。款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料 38万6000円の増額でございます。内訳としましては、目1 特別徴収保険料 30万1000円。目2 普通徴収保険料 8万5000円を増額しております。続いて、款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金 1942万7000円の減額でございます。こちらは、その次にあります款7 諸収入、項4 雑入、目3 雑入と合わせてご説明いたします。令和4年度の後期高齢者医療の事業費の確定に伴い、療養給付費負担金の過払い金が生じたため、返還金 1943万9000円を、雑入に予算計上するとともに、それに伴い、一般会計

からの繰入金を減額するものでございます。また、事務費繰入金については、コンビニ収納に係るサービス手数料分として1万2000円を増額しております。続いて、7ページ歳出をお願いいたします。款1総務費、項2徴収費、目1徴収費、1万2000円の増額でございます。こちらは、保険料のコンビニ収納に係るサービス手数料でございます。国保会計と同じく特別会計に係る経費であることから、その会計で支出すべきものとして予算計上するものでございます。続いて、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1保険料等負担金38万6000円の増額でございます。こちらは歳入の方で保険料収入が増額しておりますので、広域連合へ支払う保険料負担金についても増額するものでございます。次にあります、目2療養給付費負担金につきましては、歳入の諸収入の増額及び繰入金の減額に伴う財政更正を行うものでございます。以上で、議案第59号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

議案第60号、令和5年度美郷町下水道事業会計補正予算第1号について、ご説明いたします。今回の補正は、邑智浄化センター定置式脱水機設置事業について、当初、単年度の事業を予定しておりましたが、今年度、工事発注に際し再度ヒアリングや見積り依頼を行ったところ、電子機器等の不足によりまして機械設備や電気設備の製作に24カ月程度要することが判明いたしました。また、工事費につきましても、物価の高騰により、当初予算計上額の1億7800万円から大幅に増額する見込みとなったため、当事業の債務負担行為につきまして、議会の承認を求めるものでございます。第2条といたしまして、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、次のとおりと定めるとしております。事項、邑智地域浄化センター定置式脱水機設置事業、期間、令和5年度から令和7年度まで、限度額を3億円でございます。以上、議案第60号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

次に、議案第61号から議案第63号までの一般事件案3件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程をいただきました議案第61号、令和4年度美郷町歳入歳出決算の認定を定めることについて、概要を説明させていただきます。令和4年度決算につきましては、本年7月1日から2カ月にわたる出納整理期間を終え、5月31日に出納閉鎖をいたしました。なお、この4月1日より公営企業会計へと移行した下水道事業特別会計につきましては、出納整理期間を設けず決算日は3月31日となっております。これらにつきまして、7月20日から8月18日までの30日間、監査委員お2人に、決算審査をいただき、8月25日に全会計にわたって、決算計数は相違なく適正であるとのご意見をいただいております。令和4年度決算の認定に供する書類といたしましては、お手元に配信をしております。



す。3種類ございます。まず、令和4年度決算書は、一般会計から後期高齢者医療特別会計までの7会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出の事項別明細書です。また、2つ目にあります財産に関する調書ですが、こちらは、町が所有をしております土地建物基金出資金等に関するものです。そして、最後に、歳入歳出決算資料です。実質収支に関する調書を初め、未収金の状況、基金の状況、地方債の状況、財政力指数等の状況などについてまとめております。それでは、この中の決算資料とあります中の令和4年度歳入歳出決算資料1ページ目をごらんください。すいません。ページ番号1ページをごらんください。令和4年度会計別決算及び実質収支に関する調書により、会計別の決算状況についてご報告をいたします。まず、一般会計につきましては、歳入総額68億1008万4836円。歳出総額66億2315万1757円。歳入歳出差引額1億8693万3079円となっております。また、この差引額のうち翌年度に繰り越すべき繰越明許費繰越額が1403万5790円含まれており、令和4年度の実質の収支額は、1億7289万7289円となります。次に、特別会計です。住宅新築資金等貸付事業特別会計です。歳入総額1049万5991円。歳出総額36万5747円で、歳入歳出差引額1013万244円となります。実質収支額も同額です。次に、下水道事業特別会計です。歳入総額2億6219万2917円。歳出総額2億6165万8818円で、歳入歳出差引額は53万4099円となります。実質収支額も同様です。次に、君谷診療所特別会計です。歳入総額466万5173円。歳出総額も同額で、歳入差引額、実質収支額ともに0円となっております。次に、国民健康保険特別会計です。歳入総額6億8271万5570円。歳出総額6億7783万976円で、歳入歳出差引額は488万4594円となっております。実質収支額も同額です。次に、国民健康保険診療所特別会計です。歳入総額7797万5322円、歳出総額も同額で、歳入歳出差引き額、実質収支額ともに0円です。最後に、後期高齢者医療特別会計です。歳入総額1億8620万2131円で、歳出総額も同額であり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに0円となっております。一般会計及び特別会計の合計額といたしまして、歳入総額80億3433万1940円。歳出総額78億3184万9924円、歳入歳出差引額2億248万2016円となっております。同様に、この差引額のうちには翌年度に繰り越すべき財源1403万5790円が含まれておりますので、令和4年度の全体の実質の収支額は1億8844万6226円となります。以上が、会計ごとの決算及び実質収支額です。続きまして、次の2ページ目、令和4年度美郷町会計別決算及び実質収支等に係る資料の予算執行率についてご報告をいたします。この執行率は予算額と決算額の比率ですけれども、お手元の表の左から予算額決算額、予算額と決算額の比較、そして、予算額と決算額の比率、不納欠損額、収入未償額について表記をしております。それぞれ、前年度対比も行っております。予算執行率につきましては、表の中央より右にあります予算額と決算額の比率の欄にあります令和4年度をごらんください。上段、一般会計で申し上げますと、令和4年度歳入は95.7%、歳出は93.1%となっております。商業活性化にぎわい創出事業、防災集団移転促進事業、カヌー競技場整備事業などの主要事業が繰越となっておりますが、ほぼ例年どおりの適正な執行率であると考えております。以下、特別会計につきましては、各会計ごとに歳入歳出ごとの執行率を記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。なお、各分野の決算詳細につきましては、予算決算委員会において、主要施策の成果説明書等を用い担当課長からご説明をさせていただきます。以上、簡単ではございますけれども、議案第61号、令和4年度美郷町歳入歳出決算の認定を求め

ることについて、決算概要の一部を説明させていただきました。内容のご精査をいただき、認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ●原議長

番外、建設課長。

#### ●永妻建設課長

失礼いたします。議案第 62 号、令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計決算の認定求めることについてのご説明をいたします。簡易水道事業会計は、令和 4 年度から、地方公営企業法を適用しました公営企業会計に移行してございます。地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。なお、監査につきましては、7 月 20 日から 8 月 18 日までの間、監査委員お 2 人に、決算審査をいただき、計数は正確であり、簡易水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めたことのご意見をいただいております。それでは、決算書の 1 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。収益的収入の決算額は、第 1 款水道事業収益として 2 億 4405 万 2253 円でございます。次に、収益的支出の決算額は、第 1 款水道事業費用として 1 億 9336 万 4806 円となっております。内容につきましては、後ほど補足資料でご説明をいたします。2 ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入の決算額は、第 1 款資本的収入として 9754 万 7463 円でございます。次に、資本的支出の決算額ですが、第 1 款資本的支出として 1 億 1842 万 7306 円となっております。内容につきましても、こちらも附属資料でご説明をさせていただきます。3 ページをお願いいたします。特例的収入及び支出でございます。こちらは、法適用前の会計年度に発生しました債権、または債務として整理したもので、今年度のみ収入及び支出となります。特例的収入は水道使用料などで、決算額は 2338 万 8154 円。特例的支出は光熱費などで決算額は 192 万 6552 円となっております。4 ページをごらんください。損益決算書でございます。こちらは当該年度におきます経営成績を示しております。まず、本業でございます営業活動による損益は 6970 万円の営業損失となっております。次に、経常利益です。こちらは一般会計からの補助金、長期前受金戻入、企業債利息といった資金調達に関する損益で 2020 万円となりまして、特別損益等を含めた当年度純利益は 5060 万円余りとなっております。したがって今年度、未処理欠損金は 1 億 2150 万円となっております。5 ページをごらんください。剰余金計算書でございます。こちらは資本金や剰余金が当該年度中にどのように変動したかを示すものでございます。資本剰余金は土地を取得した際の財源でございまして、変動はございませんが、未処理欠損金の残高が今年度純利益 5070 万円となったことにより減少をしております。6 ページをごらんください。剰余金処分計算書でございます。こちらは先ほど、5 ページでご説明いたしました剰余金等の処分につきまして計算したものになります。いずれも処分類は発生しておりませんので、全額翌年度へ繰越しをいたします。次に、7 ページから 8 ページでございます。貸借対照表になります。7 ページ、資産の部です。1 ポツの固定資産の有形固定資産でございます。こちらは建物の構築物などの試算で 17 億 5900 万円余り。次に、2 ポツの流動資産でございます。こちらは現金預金や未収金などで 2500 万円でございます。資産合計は合わせまして 17 億 8500 万円となっております。8 ページをごらんください。負債の部でございます。3 ポツの固定負債、こちらは、翌々年度以降、令和 6 年度以降になりますが、

の償還予定の企業債で、8億1200万円余り。次の4ポツの流動負債でございます。こちらは翌年度、令和5年度に償還予定の企業債の未払金などで、9800万円となっております。次に、繰延収益、こちらは、償却資産の財源を収益した長期前受金等でございます。9億8900万円となり、負債合計は18億9900万円余りとなっております。資本の部でございます。資本金は1万円。7ポツの剰余金は資本剰余金と欠損金が1億2100万円で、資本合計はマイナスの1億1500万円余りとなっております。次に10ページをお願いいたします。ここからは決算附属資料となりますので、主な内容について、ご説明をさせていただきます。まず、概況についてでございます。総括事項としまして年間有収水量は、36万3470立米で、前年度比1630立米の減少となり、給水収益は9500万円余りとなりました。有収率は前年度に比しまして、1.1%の増加の65.7%となりましたが、依然低い数値でございますので、施設の改良でございますとか、漏水箇所の修繕により、改善をしていきたいと考えております。(2)の経営指標に関する事項でございます。経常収支比率、こちらは111.26%となり、経営健全の水準とされる100%を上回っております。こちらの数値は一般会計の経常収支比率と、分母分子が逆になっておりますので、100%を超えるほど良い数値となります。次に、料金回収率でございます。こちら供給単価を給水原価で割ったもので86.97%でございます。給水原価の考え方が、企業会計で異なりますため、令和3年度と比較して数値が多くなってございます。ただ、類団と同水準の数字でございます。次に、有形固定資産減価償却率は、61.23%となっております。こちらは、資産がどれくらい老朽化しているかを示す指標で、老朽化が進んでいることを表しております。類団については、だいたい47%程度ですので、少し高い状況かと思っております。次に、管路経年化率でございます。11.7%でございます。こちらは法定耐用年数を超過しました管路延長の割合を示すものでございます。耐用年数は約40年、これを超えたものが11.7%あるということでございます。次に、11ページ、2は、議会議決事項や職員に関する事項、12ページにおきましては建設改良工事の概況、13ページにつきましては、業務量を記載しておりますので、ごらんをいただければと思っております。14ページをお願いいたします。事業収入に関する事項は、収益的収入の内訳になります。営業収益は水道使用料や水道加入金等で9500万円程度。それから、営業外収益でございますが、こちらは他会計補助金、長期前受金戻入等で1億400万円。特別利益は、過年度分の長期前受金戻入、令和3年度の消費税還付金等で4400万円でございます。15ページをごらんください。事業費に関する事項でございます。収益的支出の内訳になります。営業費用は、通常の業務活動により発生した費用や減価償却等で1億6500万円余り。営業外費用は企業債、利息等で1400万円余り。特別損失は、貸倒引当金、賞与引当金で1370万円でございます。16ページは会計について記載をさせていただきます。重要契約の要旨として、契約金額100万円以上の契約、それから企業債及び一時借入金の概要を記載させていただきます。17ページをごらんください。キャッシュフロー計算書でございます。こちらは当該年度におきます現金の動きを示しております。営業活動によるキャッシュフローは2900万円で、水道事業本来の営業活動はプラスとなっております。投資活動によるキャッシュフローでございますが、こちらは施設の更新投資等の投資活動を行っておりませんので、7300万円のプラスとなっております。財務活動によるキャッシュフローはマイナス9400万円で、企業債の償還が進んでいるということになります。よって令和4年度は、850万円余り

の資金増加となっております。18 ページから 21 ページにかけましては、収益費用の明細、それから、資本的収入及び支出の明細、22 ページは固定資産の明細、23 ページは企業債の明細を記載しておりますので、お読み取りいただければと思います。以上で、議案第 62 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

上程いただきました議案第 63 号についてご説明いたします。下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求めますのでございます。契約の目的は、信喜カヌー競技メイン会場及び常設艇庫周辺整備工事で、契約金額は 1 億 4190 万円でございます。内訳といたしましては、工事価格が 1 億 2900 万円、消費税及び地方消費税が 1290 万円となっております。契約の相手方は、美郷町上川戸 294 番地、上原土木有限会社、代表取締役、上原謙二。契約の方法は指名競争入札でございます。この契約は、8 月 30 日に指名競争入札を行い、指名業者入札参加者は 9 社、上原土木有限会社、岡山産業有限会社、邑東建設有限会社、置名土木有限会社、神崎建設有限会社、大五建設有限会社、坂東建設、有限会社福岡工務店、有限会社福田電気水道でございました。仮契約は、令和 5 年 8 月 30 日に締結をしており、工期は、令和 6 年 5 月 31 日までとさせていただきます。施工箇所につきましては、浜原地域信喜地内、主な工事内容といたしましては、カヌー競技メイン会場敷地約 2 万 6000 平米への防草処理、また、敷地、側溝敷設を伴う整地工事となっております。以上が議案第 63 号でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

●原議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案及び報告事項に対する質疑は、6 日日程をとりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は 6 日水曜日定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

また、この後、11 時 10 分から、この場におきまして、全員協議会を開きますので、よろしく願いをいたします。

(散 会 午 前 10 時 58 分)